

# 新しい税制の行方

(平成27年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA  
CERTIFIED  
TAX ACCOUNTANT  
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

**NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE**

URL : <http://www.nkj-zei.com>

# 目次

1.	法人税制	2 ~ 6
2.	資産税制（相続・贈与・買換特例）	7 ~ 11
3.	所得税制	12 ~ 15
4.	納税環境整備	16 ~ 18

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成27年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

# 1. 法人税制

## (1) 法人実効税率の引下げ(平成27年4月1日以後開始事業年度より適用)

法人(国税部分)税率を**23.9%**に引下げ (中小法人の軽減税率15%は2年延長)

→ 第2段階として、来年(平成28年)度改正においても税率引下げを検討し、法人実効税率の20%台を目指す

法人税(国税部分)の税率

		現行	改正案
・中小法人(※) ・一般社団法人等 ・人格のない社団等	年800万円以下の所得	15% (本則19%→2年延長)	
	年800万円超の所得	25.5%	23.9%
中小法人以外の普通法人		25.5%	23.9%

※中小法人とは、資本金の額が1億円以下(大法人の完全子会社等以外)の法人

(参考)法人実効税率(標準課税ベース)

		現行	改正案
中小法人(※) ・一般社団法人等 ・人格のない社団等	年400万円以下の所得	25.89%	21.42%
	年400万円超800万円以下の所得	27.57%	23.20%
	年800万円超の所得	36.04%	34.33%
中小法人以外の普通法人		34.62%	32.11%

(注)法人実効税率は、事業税は所得割計算及び住民税の均等割を除いて計算

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

# 1. 法人税制

## (2) 欠損金の繰越控除期間・控除限度額の見直し(課税ベースの拡大)

**繰越欠損金の控除限度額が更に引下げられます。(控除期間は、延長)**

→ 中小法人については、これまでと同様に100%控除可能(控除期間は、1年延長)

		現行	改正案	
			平成27年4月1日～ 平成29年3月31日 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度(※2)
欠損金の繰越控除期間 (平成29年4月1日以後開始事業年度)		9年	9年	10年
控除限度額	中小法人等(※1)	所得金額(100%)		
	上記以外 (但し、設立等後7年経過法人等を除く)	所得金額×80%	所得金額×65%	所得金額×50%

※1 中小法人とは、資本金の額が1億円以下(大法人の完全子会社等以外)の法人

※2 適用時期延長に伴い、同時期以降の帳簿の保存期間も9年→10年に延長されます。

# 1. 法人税制

## (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し(課税ベースの拡大)

### **株式等区分が4区分へ、益金不算入の割合・負債利子の控除計算も変更**

→関連法人株式等に係る負債利子の控除額の簡便法の基準年度が、H27.4.1～H29.3.31開始事業年度へ

現行		改正案		
保有株式状況	不算入割合	保有株式状況	不算入割合	負債利子の控除計算
完全子法人株式等 (100%保有)	100%	完全子法人株式等 (100%保有)	100%	なし
関係法人株式等 (25%以上保有)	100%	関連法人株式等 (1/3超保有)	100%	あり
		その他の株式等 (5%超1/3以下保有)	50%	なし
その他の株式等	50%	非支配目的株式等 (5%以下保有)	20%	なし

**適用開始時期を確認の上、株式の保有割合が25%以上1/3以下の株式に関する配当については、要注意！！**

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

# 1. 法人税制

## (4) 研究開発税制の見直し

オープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究開発)型の拡充

総額型とオープンイノベーション型を合わせ、控除上限30%の確保

繰越控除制度 → 廃止

(控除額)

**【増加型】**  
試験研究費の増加額 ×  
増加割合(5~30%)



**【高水準型】**  
売上高比10%超の試験研究費  
× 控除率「(試験研究費割合 - 10%) × 0.2」

(控除上限)

法人税額 × 10%



**【オープンイノベーション型】**  
特別試験研究費 × 20% or 30%(※)  
※ 大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究 30%  
企業間等(中小企業からの知財権使用料等の追加) 20%



**【総額型】**  
試験研究費の総額 × 8%~10%  
※中小企業は、一律12%

法人税額 × 5%

総額型とオープンイノベーション型を別枠化

法人税額 × 25%

【「平成27年度税制改正について(経済産業省)」資料一部抜粋】

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

# 1. 法人税制

## (5) 所得拡大促進税制の要件緩和

所得拡大促進税制に、平成28年4月1日以降1年間開始事業年度についての要件が緩和されます。

→中小企業者等については、更に1年間において2%の要件緩和されます。(※青字緩和部分 参考)

	内容
対象法人	青色申告書を提出する法人
適用年度	平成25年4月1日から <b>平成30年3月31日</b> までの間に開始する各事業年度
適用要件	①雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して <b>下記の割合以上増加</b> ・平成27年4月1日前に開始する適用年度： <b>2%以上</b> ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度： <b>3%以上</b> ・平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度： <b>4%以上</b> (※) ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度： <b>5%以上</b> (※) ②雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること ③ <b>継続雇用者の</b> 平均給与等支給額が前事業年度の <b>継続雇用者の</b> 平均給与等支給額を <b>上回る</b> こと
税額控除	雇用者給与等支給増加額×10%(法人税額の10%:中小企業者等は20%を限度)
国内雇用者	法人の使用人(役員及び役員の特典関係者を除く。)のうち国内の事業所に勤務する雇用者をいう。
給与等支給額	各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。
基準事業年度	平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

※中小企業者等については、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度：**3%以上**

### ※雇用促進税制との選択適用

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 資産税制（相続・贈与）

### (1) 直系尊属から住宅取得等資金贈与を受けた場合の非課税措置の見直し

**➡ 非課税枠(平成26年中は、最大1,000万円※)からの拡大  
※省エネ等住宅の場合。その他の場合は500万円**

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	(注1)良質な住宅用家屋		左記以外の住宅用家屋	
	10%以外(注2)	10%(注2)	10%以外(注2)	10%(注2)
H27. 1月～H27.12月	1,500万円	-	1,000万円	-
H28. 1月～H28.9月	1,200万円		700万円	
H28.10月～H29.9月		3,000万円	2,500万円	
H29.10月～H30.9月	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円
H30.10月～H31.6月	800万円	1,200万円	300万円	700万円

(注1)良質な住宅用家屋とは、省エネルギー対策等級4(平成27年4月以降は断熱等性能等級4)又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋及び一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋をいいます。

(注2)上記比率は、住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率

(注3)適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ・バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水侵入防止工事が加わります。

### **契約の時期・対価等の消費税率により取扱が異なるため、要注意**

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

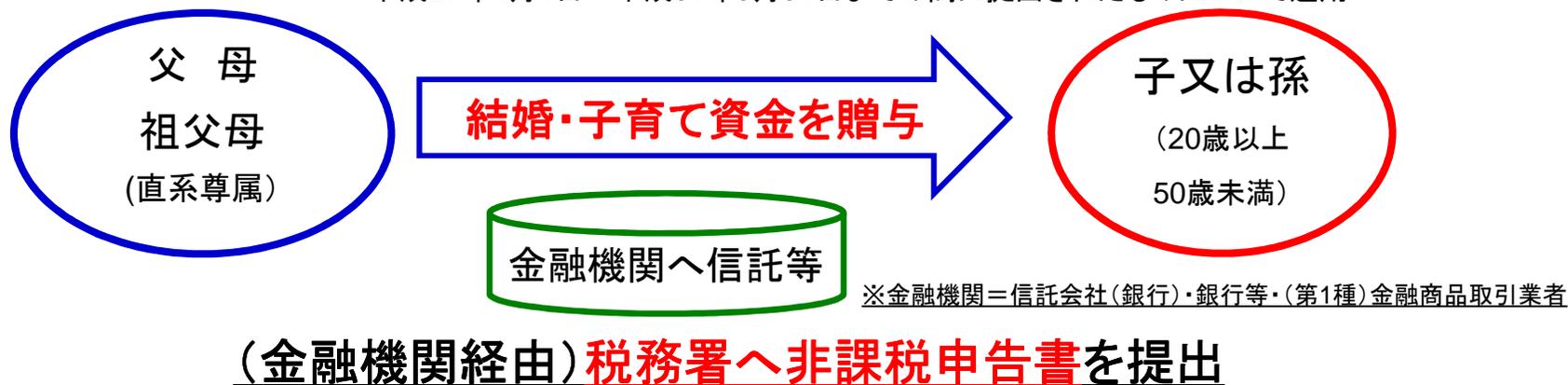
## 2. 資産税制（相続・贈与）

### (2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設



子や孫に対する結婚・子育て資金の一括贈与が非課税に

平成27年4月1日～平成31年3月31日までの間に拠出されたものについて適用



受贈者1人につき 1,000万円まで非課税(結婚に際する費用は300万円)

(注) 結婚・子育て資金の範囲・・・

- ①結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居・引越に要する費用のうち一定のもの
- ②妊娠・出産に要する費用、子の医療費及び保育料のうち一定のもの

**(注意)** 受贈者が50歳に達した時点の残額は贈与税が課税されます。

贈与者が期間中に死亡した場合には、残額について相続税の課税価格に算入されます。

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 資産税制（相続・贈与）

### (3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（平成31年3月31日までに拠出されるものについて適用）

#### 【概要】

	内容
贈与者	直系尊属(父母、祖父母など)
受贈者	30歳未満の直系卑属(子、孫など)
財産	教育資金に充てるための金銭等(金融機関に信託等をする事)
教育資金	①学校等に支払われる入学金その他の金銭 ②学校等以外に直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの (例:学習塾・そろばん・スポーツ・文化芸術活動などの費用) <b>改正案に「通学定期券代、留学渡航費等」が追加されます。</b>
非課税額	受贈者1人につき <b>1,500万円</b> ( <b>学校等以外の者</b> に支払われる金銭については <b>500万円を限度</b> )
申告	教育資金非課税申告書を金融機関経由で、受贈者の納税地の所轄税務署長へ提出
払出確認等	払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類(領収書等)を金融機関に提出 (金融機関は資金用途を確認後、一定期間領収書等を保存) <b>改正案に「少額なものに関しては、支払先・金額等の明細書を記載した書類」を金融機関に提出でも可能。</b>
残額の扱い	30歳に達した場合:30歳に達した日に贈与があったものとして <b>贈与税を課す</b> 死亡した場合: <b>贈与税を課さない</b>

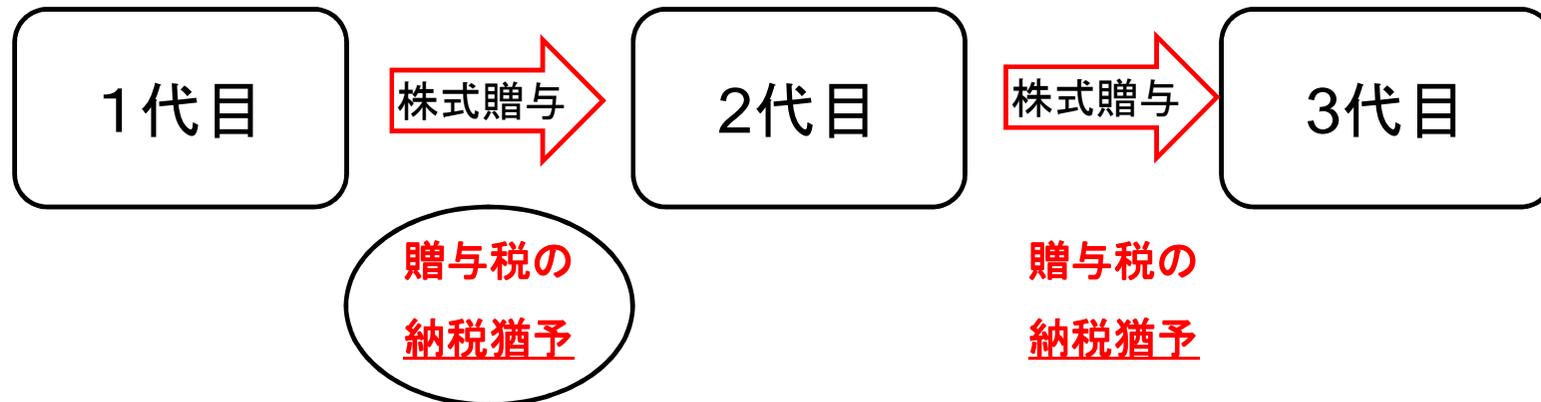
当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 資産税制（相続・贈与）

### (4) 事業承継税制の拡充

2代目から3代目への承継を円滑に行う為に、1代目が存命であることを前提に、2代目の贈与税の納税猶予が免除されます。（適用時期について本大綱での明記がない為、要確認）

【概要】 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき、承継者が、雇用確保を含む5年間の事業継続及びその後も株式の保有を継続している場合に適用を受ける納税猶予制度



【今回の改正部分】

1代目が存命中での3代目へ承継された場合には、当該納税猶予が免除されます。

**本制度は、最終的な納税について、免除ではなく、猶予される特例であります。**

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成27年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

## 2. 資産税制（法人・所得）

### (5) 事業用資産の買換特例の延長

事業用資産の買換特例について、買換資産の範囲から**機械装置等を除いた**上で、平成29年3月31日まで2年3ヶ月間延長されます。（圧縮限度割合についても一部縮小）

#### 【概要】

	現行	改正案
適用期限	平成26年12月31日まで	平成29年3月31日まで
譲渡資産	10年超継続所有の土地等・建物・構築物	
買換資産	300㎡以上の土地等及び建物・構築物・ <b>機械装置</b> ・機関車・ <b>コンテナ用貨車</b>	300㎡以上の土地等及び建物・構築物・機関車
圧縮限度額	80%	①75%
		②70%
		③80%（上記①②以外）

①（地域再生法の）大都市等以外から東京23区を除く大都市等への買換

②（地域再生法の）大都市等以外から東京23区への買換

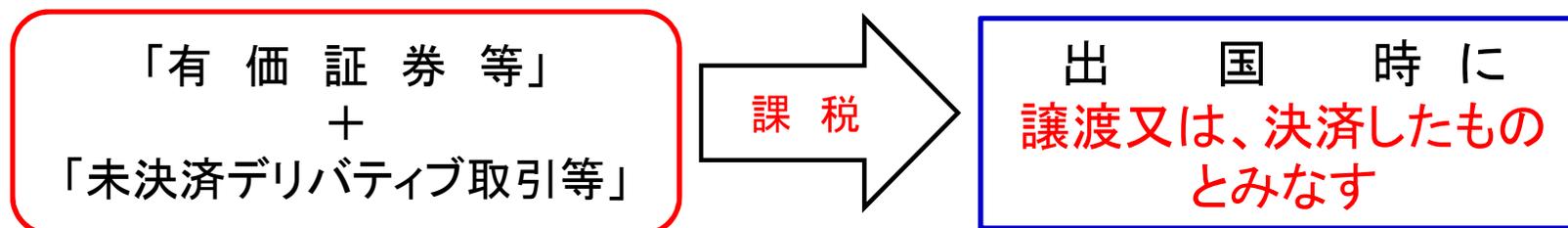
当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成27年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

### 3. 所得税制

#### (1) 国外転出をする場合の課税強化

対象者が、非居住者へ**相続・贈与した場合**にも、時価課税が適用されます。

国外転出をする場合には、1億円以上の有価証券類について、**時価課税**されます。  
(但し、出国日以後**5年以内**に**譲渡等をせず**に帰国した場合には、**納税猶予等特例有り**)  
※納税管理人届出等要件充足の納税猶予制度(最長10年)を選択しない場合でも、上記事由は課税取消(更正の請求)がなされます。



平成27年7月1日以後に国外転出をする場合より適用開始

**財産債務調書・マイナンバー制度の導入**に伴い、税務署側において、対象者の財産状況の把握がより明確になります。

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

### 3. 所得税制

#### (2) 保険契約の契約者変更に伴う調書提出の創設

保険会社等は、生命保険契約について、当該契約者の死亡or生存中の契約者変更があった場合には、その変更内容を税務署へ調書としての提出が義務化されます。

	現行	改正案
死亡に伴う変更	なし	解約返戻金等を記載した調書
上記以外の変更	既払込保険料等を記載	既払込保険料等＋保険金支払時契約者の既払込保険料等を記載

平成30年1月1日以後の契約者変更より適用開始



契約者変更に伴う課税漏れ状況(贈与税・相続税)が、保険会社⇒税務署へ情報開示されることにより、解消される方向に向かいます。

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

### 3. 所得税制

#### (3) 住宅ローン控除等の適用期限延長

消費税率の引上げ時期が、平成27年10月1日から平成29年4月1日へ延期(8%→10%)されたことに伴い、住宅ローン控除関係も適用期間が、1年6カ月並行延長されます。

各控除項目と内容

	居住年	控除期間	借入(支出)限度額	控除率
住宅ローン控除	平成26年4月1日 ～ 平成31年6月30日	最大10年間	4,000万円	1%
認定長期優良住宅・低炭素住宅に係る住宅ローン控除		最大10年間	5,000万円	1%
特定増改築等に係る住宅ローン控除		最大5年間	(特定断熱改修)250万円	※
			(増改築)1,000万円	
既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除		耐震改修完了年	250万円	10%
既存住宅に係る特定改修工事をした場合の所得税額の特別控除		省エネ改修工事年	250万円	10%
		バリアフリー改修工事年	200万円	10%
認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	取得年	650万円	10%	

※特定増改築等の係る控除率計算は、特定断熱改修×2%－(増改築-特定断熱改修)×1%にて計算を行います。

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

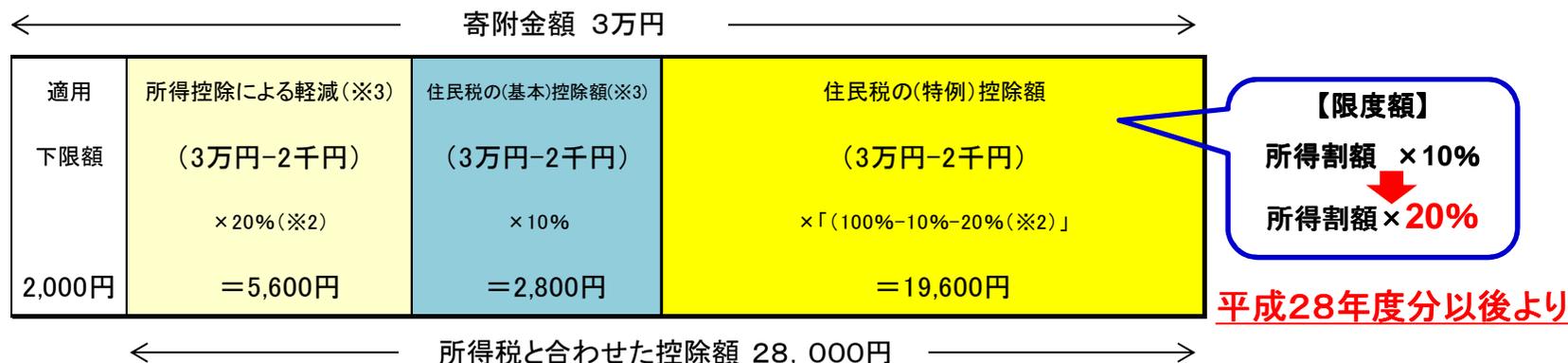
### 3. 所得税制

#### (4) ふるさと納税(個人住民税)

ふるさと納税(寄付金税額控除)における控除限度額が、個人住民税所得割額の**20%**(現行10%)に**拡大**されます。(平成28年度分以後の個人住民税より適用)

【ふるさと納税の控除イメージ ※1】

【総務省自治税務局HP抜粋】



※1 年収700万円の給与所得者(夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26~50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額の30%が限度。

**「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、確定申告が不要となります。**  
**→寄附先の自治体から寄附者の自治体へ通知(平成27年4月1日以後の寄附より)**  
**※但し本特例は、5団体を超える自治体への寄附を行った場合には適用されませんので、要注意**

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 4. 納税環境整備

### (1) 財産債務調書(現行:財産債務明細書)の創設

	現行	改正案(平成28年1月1日以後)
名称	財産債務明細書	財産債務調書
提出基準	その年分の所得金額が2,000万円超	その年分の所得金額が2,000万円超 + その年の12月31日において <b>3億円以上の財産</b> を保有 又は その年の12月31日において(国外転出をする場合の) <b>1億円以上の譲渡所得等の特例対象資産</b> を保有
記載事項	財産の種類・数量及び価額	国外財産調書と同様(財産の <b>所在</b> 、 <b>有価証券の銘柄</b> 等)
過少申告加算税等の特例	なし	加減措置の創設を講じる(国外財産調書と同様)

### (2) 税務再調査枠の拡大

前回調査の終了時以降において「新たに得られた情報」のない場合の再調査

	現行	改正案
前回調査が実地調査	×	×
前回調査が実地調査以外	×	○

※前回調査(平成27年4月1日以後に開始)に関する再調査について適用

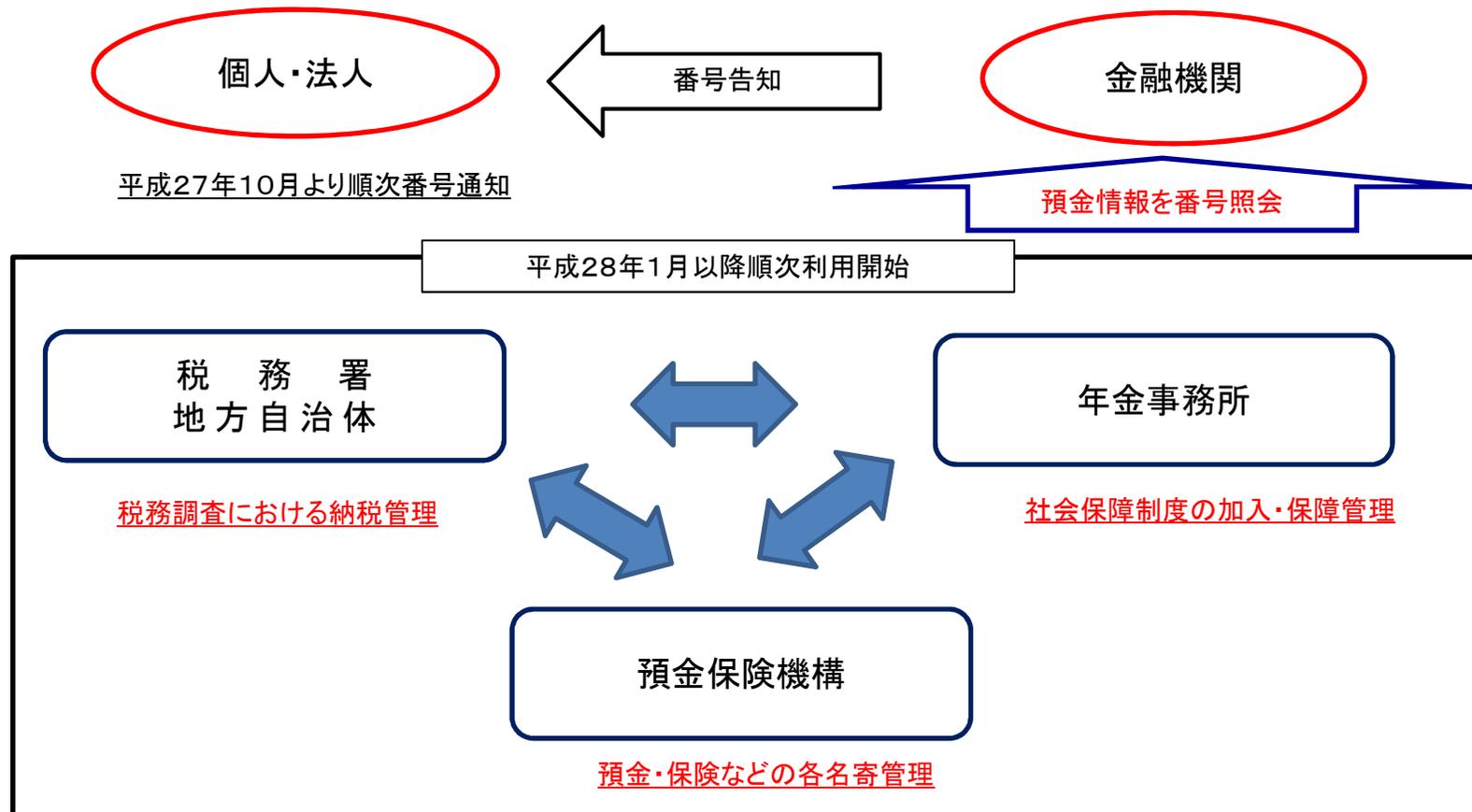
当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 4. 納税環境整備

### (3) マイナンバー制度①

行政諸官庁が各人格に対して、金融機関等の番号統一化(付番など)を図り(平成27年1月1日以降順次)、効率的な運用が実施される予定

マイナンバー制度の施行(平成28年1月予定)に伴う運用図式イメージ



当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 4. 納税環境整備

### (3) マイナンバー制度②

マイナンバー制度の施行(平成28年1月予定)により、申告書提出時の住民票写しの添付不要の特例制度

相続税・贈与税
贈与税の配偶者控除
相続時精算課税制度の選択
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例
東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
固定資産税
バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置
省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置
所得税
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
居住用財産の譲渡所得の特別控除
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等
既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

特例を受ける為の  
個人情報



行政側の  
確認

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成(Achieve)の為の財務的な手段(Means)を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

### 《株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容》

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

### 《中島税理士事務所 業務内容》

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス(URL:<http://www.nkj-zei.com>)からアクセスして下さい。

当資料は、平成26年12月30日自由民主党・公明党発令の平成27年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成27年3月予定)で変更が生じる可能性があります。